

● 上下水道利用者に対するの支援 申込不要

○上下水道使用料を減免します

対象者	町の上下水道利用者
内容	上下水道使用料 基本料金を免除（超過料金のみを請求）
期間	令和2年7月請求分と令和2年9月請求分

● 町の上下水道を使用していない家庭に対するの支援 要申込

○可燃ごみ袋を交付します

対象者	町水道を使用していない方
内容	1家庭につき、可燃ごみ袋（大20枚入り）を3袋
申込期限	令和2年12月25日（金）
申込先	地域整備課 上下水道室 または 分庁総合窓口課

○し尿汲み取りまたは個人浄化槽の汚泥抜きクーポン券を交付します

対象者	町の下水道を使用していない方
内容	し尿汲み取り又は浄化槽汚泥抜き取りに使用できるクーポン券（1,000円券×5枚）
申込期限	令和2年12月25日（金）
クーポン使用期限	令和3年1月29日（金）
申込先	地域整備課 環境整備室

問い合わせ先

地域整備課 環境整備室 TEL:0859-68-5539
上下水道室 TEL:0859-68-5540

● 家族とつながるオンライン面会機器整備費補助金

面会を制限されている入院患者や施設利用者と家族の不安を解消するために、タブレット端末などを使った「オンライン面会」を導入するための機器整備費を補助

補助内容 補助率：10分の10（1機器あたり上限8万円）
※町内に病床を有する施設で、病床20床につき1機器程度

● 伯耆町医療・社会福祉施設等空気清浄機等購入補助金

施設の感染防止、施設職員の安全確保のために導入する空気清浄機などの購入費用を補助

補助内容 補助率：10分の10（1事業所あたり上限10万円）
※複数の事業所で1室を使用している場合は、1室あたり上限10万円

申請・問い合わせ先 健康対策課 TEL:0859-68-5536

コロナ対策 支援情報まとめ

新型コロナウイルス感染症の影響を受けた町民の皆さん、町内の事業所を支援するため、伯耆町はこれらの施策を実施します。

● 町税の徴収猶予制度

納税が困難な方は申請により1年間徴収猶予

新型コロナウイルス感染症の影響で収入が減るなどして、納期限までに町税の納税が困難な方は、納税が1年間猶予されます（延滞金不要）。猶予を希望する方は、申請が必要です。申請方法など詳しくは、下記へお問い合わせください。

対象者

以下のどちらか当てはまる納税者・特別徴収義務者

- 令和2年2月以降の任意の期間（1か月以上）において、事業などに係る収入が、前年同期と比べて概ね20%以上減少していること
- 一時に納税することが困難なこと

猶予対象の税目

令和2年2月1日から令和3年1月31日までの間に納期限が設定されている、町民税（個人・法人）、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税など

● 国民健康保険税の減免～収入が減少した世帯の方へ～

新型コロナウイルス感染症の影響で、収入の減少が見込まれる世帯に対して、国民健康保険税が減額または免除される制度があります。減免の対象世帯になるかや、申請方法など、詳しくは下記へお問い合わせください。

対象世帯

- 主たる生計維持者が、新型コロナウイルス感染症により死亡または重篤な傷病を負った世帯
 - 主たる生計維持者の事業収入などが、新型コロナウイルス感染症の影響で、前年と比較して30%以上減少が見込まれる世帯
- ※前年の所得の内容によって、対象外になる場合があります。詳しくはお問い合わせください。

減免対象の保険税

令和2年2月1日から令和3年3月31日までの間に納期限が設定されている国民健康保険税

申請・問い合わせ先 住民課 税務室 TEL:0859-68-3114

● 学校給食補助金

小中学校の給食費4か月分（5～9月分）を全額補助

問い合わせ先 教育委員会事務局 TEL:0859-62-0927

● 介護保険料の減免

新型コロナウイルス感染症の影響で、収入の減少などが見込まれる世帯の第1号被保険者（65歳以上）の方は、申請により介護保険料が減免になる場合があります。申請方法などの詳細はお問い合わせください。

対象者

- ①主たる生計維持者が、新型コロナウイルス感染症により死亡または重篤な傷病を負った第1号被保険者
 - ②主たる生計維持者の事業収入などが、新型コロナウイルス感染症の影響で、前年と比較して30%以上減少が見込まれる第1号被保険者
- ※前年度の所得の内容によって、対象外になる場合があります。

対象の保険料

令和2年2月1日から令和3年3月31日までの間に、納期限または特別徴収対象年金給付の支払日が設定されている介護保険料

申請・問い合わせ先

健康対策課生活相談室 TEL:0859-68-5535
 南部箕蚊屋広域連合 TEL:0859-39-6222

● その他

● 保育所・放課後児童クラブ感染拡大防止事業

保育所・放課後児童クラブへ加湿空気清浄機を設置、マスクや消毒液などの備蓄品を購入

● GIGAスクール構想

自宅学習を想定し、段階的な整備を予定していたタブレット端末を小中学校の全児童生徒一括整備に拡大

● 就学援助事業

準要保護世帯に2万円支給、特別支援学級児童に生徒1人あたり1万円支給

● 小中学校感染拡大防止事業

小中学校の普通教室と職員室に加湿空気清浄機を設置

● 備蓄物品更新事業、消防防災事業

- ・医療機関・学校への配布用備蓄品として、マスク、消毒液などを購入
- ・災害時の避難所用マスク、大型扇風機、非接触型の体温計などを購入



寄贈のお礼

新型コロナウイルス感染予防対策として7月2日（木）、**㈱日星クリエイト**様から、**サーモグラフィー検温システム装置**を寄贈いただきました。岸本温泉ゆうあいパルの受付に設置し、利用者の体温がすぐに確認できるようになりました。
 ㈱日星クリエイト様、ありがとうございました。大切に使用させていただきます。



● 事業者支援

● 中小企業等緊急支援事業

新型コロナウイルス感染症の影響で、融資を受けた事業者へ利子相当額を補助金として交付します。

対象資金	6年以上の償還期間で借入した新型コロナウイルス向け融資
対象利子	4,000万円 ^(※) までの融資に対する利子相当額（6年目以降の利子0.70%相当）を最長3年間
対象者	伯耆町でセーフティネット認定を受けた個人事業主、法人

※令和2年6月15日から融資限度額が3,000万円から4,000万円に拡充されました。

● 事業継続給付金

新型コロナウイルス感染症拡大により、大きな影響を受けている町内の事業者に対し、事業を再開・継続するための給付金を支給します。

対象者	令和2年1月から12月の期間で、新型コロナウイルス感染症拡大などの影響により、前年同月比で事業収入が30%以上減少した月があるもの 町内に主たる事業所がある中小企業等、個人事業主 町税等に滞納がないもの
対象業種	宿泊・サービス業、生活関連サービス業・娯楽業、製造業、卸売・小売業、運輸業、町長が特に認めるもの
給付額	売上減少が30%以上50%未満：20万円 売上減少が50%以上：10万円 ※国、県の給付金と併用も可能
申請期間	令和3年1月29日（金）まで

● 飲食業等緊急支援事業

新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けながらも頑張る町内の飲食、宿泊、観光事業者などを応援します。

対象者：町内に主たる事業所がある飲食、宿泊、観光事業者など

支援内容

内 容	対象経費
・商品やメニュー、サービスなどのPR ・感染症対策のための店舗清掃・改装 ・経済回復後に向けたメニューやサービスの開発や研究 ・従業員研修実施 など	パッケージ作成費 PR資材作成費 広告費、移動販売に要する経費 従業員研修経費 など

補助率及び補助金額 補 助 率：対象経費の10/10

補助上限額：5万円/1事業所 ※複数店舗事業者は10万円を上限とする。

● 宿泊業等緊急支援事業

新型コロナウイルス収束後に、宿泊施設などへの人の流れを創出し、地域活性を図るために、クーポン券の発行・配布を行い、集客促進を推進します。

クーポン券配布事業所	町内の宿泊施設・ゴルフ場で、本事業に登録した事業所
内 容	宿泊施設・ゴルフ場へ1人1枚1,000円の金券として利用できるクーポン券を割り当て、お得な旅行プランなどで活用のほか、町内の飲食・観光事業所とのコラボレーションによるプランにも活用できます。
発行枚数	30,000枚（事業所の事業規模に応じて、町が配布枚数を決定）

詳細は決定次第、町のホームページで公開します。

問い合わせ先

産業課 商工観光室 TEL:0859-68-4211